



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午後 2 時 30 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質問事項	要旨	答弁者
1 教育を巡る変化と子どもたちの意見反映について	<p>今、教育を巡る環境が大きく変化しようとしています。文部科学省は学校現場の負担軽減（働き方改革）と探究的な学びの充実を目指し、小中学校の授業時間を見直し、学校の裁量を拡大する方向で検討を進めています。その代表的な例が、授業時数の柔軟化です。市の教育委員会や校長の裁量で授業時数を弾力的に変更できるよう、授業時間を 5 分短くし、短縮分を各校が自由に使えるようにすることなどが検討されています。</p> <p>既に先進自治体では、特例校制度を活用して実施しているところもあるようですが、つくば市でも先日の総合教育会議で話題が出ていましたので今後の進め方を伺います。</p> <p>また、部活動の地域移行も進んできました。こちらは、つくば市が先進自治体として全国から注目されていますが、新たな課題もいくつか見えてきましたので伺います。</p> <p>これらの変化の中で子どもたちは何を感じているのか、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定に当たり、子どもたちの意見を聞く、という画期的なアンケートが実施されました。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
	<p>そこには興味深い意見の数々が見て取れましたが、これをどう基本計画に反映していくのか、という視点で、以下伺います。</p> <p>(1) 標準授業時数の弾力化について現状と今後の展望</p> <p>(2) 部活動の地域移行について</p> <p>ア 地域ごとの現状</p> <p>イ 教員と部活動指導者の連携はどうなっているか</p> <p>ウ 部活動指導者に対する研修はどのように実施されているか</p> <p>(3) 教育振興基本計画策定委員会において実施された小中学生を対象としたアンケート調査の結果について</p>	
2 人工芝による害について	<p>プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題になっていることは今や多くの人の知るところとなりました。プラスチックが砕けて5mm以下になつたものはマイクロプラスチックと言い、近年では大気中にも拡散していることが明らかになっています。特に1μm以下に砕けたものはナノプラスチックと呼ばれていますが、ナノサイズになるとプランクトンや微生物など、食物連鎖の最下層の生物にも取り込まれやすくなり、生態系及び人体への慢性的な悪影響が危惧されています。粒子が微細になるほど表面積は大きくなるため、ナノプラスチックは環境中の有害化学物質や重金属を付着させやすい性質があります。そのため、有害物質を運ぶ「運び屋」とも呼ばれ、生物への悪影響が心配されています。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
	<p>私たちの生活環境にはプラスチック製品が溢れかえっていますが、その中でも人工芝が都市部におけるマイクロプラスチック及びナノプラスチックの代表的な発生源の一つとして注目されています。人工芝は利便性が高い一方、屋外に設置されることが多いため、風雨や紫外線、気温の変化や人の歩行・スポーツ利用による摩耗など、様々な影響にさらされることで劣化が進みやすいという特徴があります。</p> <p>また、10~15年で張り替えが必要となります。素材が複雑なためリサイクルしにくく、多くは産業廃棄物として処理されています。そのため、撤去や処分、再敷設に高額な費用がかかっています。</p> <p>これらの課題を踏まえ、以下伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人工芝による害に対する市の認識 (2) マイクロプラスチック及びナノプラスチックの流出抑制について現在の対策状況 (3) 公共施設、特に園や学校など、子どもの生活環境から人工芝を撤去する考えはあるか (4) テニスコートを砂入り人工芝（オムニコート）からハードコートやクレーコートに変えていく考えはあるか (5) 人工芝の害に対して市民への周知はしているか 	

* 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いします。